

相続手続に対して国のサポート

相続手続きを促進して、所有者不明の不動産をなくすために国が新しくとり入れたものは？

1. 相続不動産の国庫帰属制度とは

相続した不動産の処分に困っている人のため、国に不動産を帰属させる（所有者から見ると放棄するようになる）制度が2年前の4月からスタートしました。

色々な制約はあるものの、宅地ばかりでなく、農地でも引き取ってもらえます。期間は約8ヶ月、国に払う管理料は原則20万円、成功率は15～18%とされています。

2. 相続に必要な戸籍が取りやすくなりました。

今まで東京で暮らしていた人の相続手続きをする場合、東京で生まれ、静岡で結婚、牧之原市で死亡した人など、戸籍が転々としている方が手続きに「戸籍が必要」となると各都市の窓口に行くか、郵送してもらって戸籍をそろえることになっていました。

実はこれがなかなか大変で、転々と戸籍をとらなくてはなりませんでした。

これが去年の3月（令和6年3月1日）から、相続人が申請する場合は一つの窓口で全部の戸籍がとれるようになってきました。これにより転勤族だった人達などは手続きがずいぶん楽になってきたような気がします。

ただすべての戸籍が全部とれるばかりではないですが依頼者にとっては便利です。

3. 登記手続きの際の印紙代（登録免許税）が安くなっています。

相続手続きの際の印紙代は評価額の0.4%で、売買や贈与の登記に比べ3分の1とか5分の1とかになっています。さらに現在評価額100万円以下の土地については無税となっています。私の住んでいる牧之原市の場合、農地や山林など多くは評価額100万円以下になっていることがあり、筆はたくさんあっても非課税が多く、宅地建物のみで評価額を出して登記する例が増えています。

期限があるのでいつまでも続くわけではなく、あと1～2年位かと思しますので、ぜひ

“早く”手続きにとりかかって！